

第457回（令和8年3月）

小野市議会(定例会)発言通告書

議会事務局

一般質問発言通告書

村本 洋子 議員

質問項目

- 第1項目 シニア世代も集う「地域食堂」について
- 第2項目 子宮頸がん早期発見の新たな「HPV検査単独法」について
- 第3項目 RSウイルスワクチンについて

要点・要旨

第1項目 シニア世代も集う「地域食堂」について

農林水産省の2020年発表の調査では、70歳以上の男性の約15%、女性の約28%が「一人で食べる頻度」を「ほとんど毎日」と回答されています。高齢者が一人だけで食事をしていると、人とのコミュニケーションの機会が減少するだけでなく、栄養も偏りやすくなると思われます。

国立社会保障・人口問題研究所が2024年に公表した推計結果によると、65歳以上の高齢者の単身世帯は、2020年の738万世帯から2050年には1,084万世帯になると予測されており、今後ますます高齢の単身世帯が増える中、誰かと一緒に食事する機会を提供することが、高齢者の健康維持には効果的だと思います。高齢者への地域食堂をはじめとする取組は、今後さらに重要になっていくと思われます。そこで、次の2点について質問させていただきます。

(1点目) 高齢者の孤立防止について

答弁者 市民福祉部参事

離婚や死別など単身世帯になるケースは様々です。「一人で食事するのはつらい」「誰

かに話を聞いてほしい」といった声も多く聞かれます。

高齢者の孤食を防ぐため、地域食堂の開催や料理を通じた交流会などの取組が各地で広がり始めています。新たな居場所づくりとして注目されていますが、孤立防止について当局の考えをお伺いします。

(2点目)「地域食堂」の運営経費への補助について

答弁者 市民福祉部参事

地域食堂は、離婚や死別などで落ち込んでいた高齢者が元気を取り戻す機会や、住民同士の交流を深める機会となると思います。また、栄養バランスの良い、自宅でも作りやすい料理教室の開催などは、シニア世代の食の自立を応援することにつながります。孤食はシニア世代だけの問題でもありません。

高齢者や子どもだけでなく、誰でも利用でき、孤食を防ぐ地域食堂を開催する運営経費に補助を行う取組について、当局の考えをお伺いします。

第2項目 子宮頸がん早期発見の新たな「HPV検査単独法」について

答弁者 市民福祉部参事

日本では毎年、約1万人の女性が子宮頸がんを発症し、約2,900人が亡くなっています。近年、特に20歳～30歳代での罹患率・死亡率の上昇が深刻な問題となっています。35歳～45歳の子育て世代に患者が多いことから、このがんは、「マザーキラー」とも呼ばれています。

子宮頸がんの最大の特徴は、原因のほとんどがHPVの感染であるとはっきり分かっていることです。約8割の女性が生涯のうち一度は感染しますが、その多くは免疫によって自然に排除されます。しかし、感染者の約1割はすぐに排除することができず、感染が持続した一部が数年を経てがん化します。つまり、「予防」と「早期発見」によって、命を救うことができるがんなのです。

予防の柱となるHPVワクチンは、2013年の定期接種化直後に積極的勧奨が差し控えられ、約10年間にわたって接種率が激変する「空白の期間」が生じましたが、2

022年に勧奨が再開され、現在はワクチンの定期接種や、未接種世代への「キャッチアップ接種」が行われています。

次に、「早期発見」として「対策型検診」（住民健診など）を行っていますが、子宮頸がん検診として主流なのは2年に1回の「細胞診」です。これは細胞の異常を調べる従来の検査方法ですが、政府は新たな選択肢として「HPV検査単独法」を推奨しています。HPV検査はHPVウイルス感染を調べる手法です。この手法には主に次の3つのメリットがあります。

1つ目は、高い発見精度です。従来の細胞診と比較して、感度（病変を見つける力）が非常に高く、細胞診が65.8%の感度であるのに対し、HPV検査は93.3%と報告されており、高度異形成・上皮内がんをより確実に見つけることが可能です。

2つ目は、受診間隔の延長です。HPV検査で陰性だった場合、その後しばらくの間はがんになるリスクが極めて低いことが科学的に示されており、従来の細胞診は「2年に1回」の受診が必要なのに対し、HPV検査が陰性であれば「5年に1回」で済みます。

3つ目は、受診者の負担軽減です。HPV陽性の場合には、HPV検査の時に採取した同じ検体を用いて細胞診をしますので、再来院の必要はありません。

一方、厚生労働省の調査によるとHPV検査単独法の導入は、2025年6月時点で、全国1,741自治体のうち4自治体にとどまっています（導入予定の自治体は50超）。

その要因として「精度の高い管理体制の構築と維持」が挙げられます。特に、HPV陽性かつ細胞診が陰性だった場合、1年後の再検査を確実に受診させる管理体制が必要で、住民の転出入などの異動がある中で、長期的に追跡するデータベースの整備は自治体にとって大きな負担です。

また、HPV検査では、陽性時に同じ検体で細胞診を行うために専用の液体に保存するLBC（液状化細胞診）システムを整える必要がありますが、導入には多額の費用がかかるため、多くの医療機関や自治体で整備が遅れています。

女性の命と健康を守るため、HPV検査単独法が導入できることを期待しますが、現状を踏まえた当局の考えをお伺いします。

第3項目 RSウイルスワクチンについて

RSウイルスは2歳までにほぼ100%の人が一度は感染し、その後も感染を繰り返すと言われていています。多くの人は発熱や鼻汁、せきなどの風邪症状で治まりますが、生後6か月未満の乳幼児が初感染した場合などは、肺炎や細気管支炎といった重症化を招き、入院するケースも珍しくありません。

2026年度からRSウイルスワクチンの定期接種に妊婦が対象となります。妊娠28～36週の妊婦へ接種することで、母体にできた抗体が赤ちゃんに移行し、出産後の新生児・乳児への予防効果が期待できる「母子免疫」では初のワクチンです。そこで、次の2点について質問させていただきます。

(1点目) 周知や接種内容について

答弁者 市民福祉部参事

RSウイルスワクチン定期接種の対象となる妊婦への周知と接種内容や公費助成についてお伺いいたします。

(2点目) 市外での接種について

答弁者 市民福祉部参事

妊婦の中には、実家での里帰り出産等のために、市外や県外の医療機関で、RSウイルスワクチンの接種を希望されることもあると思います。市外・県外の場合にはどのような手続きが必要なのかお伺いします。

一般質問発言通告書

2 河島 信行 議員

質問項目

第1項目 粟生川等の整備について

第2項目 JR市場駅の市営駐車場の市民限定の割引制度の創設について

第3項目 市民研修センター宿泊機能廃止後の代替機能を果たす施策について

要点・要旨

第1項目 粟生川等の整備について

答弁者 地域振興部長

粟生町は市の管理する粟生川、国の管理する一級河川加古川そして万願寺川の流域に位置しています。地元では、毎年のように、梅雨時期や台風シーズンには水害を恐れており、地元自治会は市当局に、この件に関して要望等をされていると聞いております。もちろん、市内には市の管理する河川は他にもございますが、今期定例会では、まず、粟生川の整備にさらに力を入れていただきたく質問いたします。

もちろん市当局には、これまで継続的に粟生川の整備（除草、点検、伐採、土砂掘削等）に誠意をもって取り組んでいただいていることは重々理解し、感謝申し上げます。

さらに、今後も継続した地元の不安解消のため、災害に強い河川管理を期待しますが、今後の整備計画について、当局の考えをお伺いします。

第2項目 JR市場駅の市営駐車場の市民限定の割引制度の創設について

答弁者 総合政策部長

市内の市広報掲示板等に、JR市場駅の市営駐車場の契約を勧める記事を見かけます。市民の方からは、当初、この市営駐車場の利用者は多かったが、最近は駐車場の空きスペースが目立っているという話をお聞きします。要因としては、JR市場駅の乗客が減少し、さらには、JR加古川線の利用者が減少していることが挙げられるかと思えます。

現在、JR加古川線（西脇市駅～谷川駅）の採算が合わず、廃線の危機に瀕していることが新聞記事等で報道されていますが、他山の石とは思えません。JR加古川線の存続のために、まず、手始めとして、JR市場駅の市営駐車場の市民限定の割引制度を創設し、JR市場駅からの乗客・通勤者・通学者を増やすことを提案しますが、当局の考えをお伺いします。

第3項目 市民研修センター宿泊機能廃止後の代替機能を果たす施策について

答弁者 教育管理部長

今年度末で、市民研修センターの宿泊機能を廃止する議案が提出されています。このセンターは下東条中学校跡地に誕生しており、下東条中学校は大部中学校と統合され、現在の旭丘中学校となっています。私も若かりし頃、軟式野球チームのメンバーで宿泊合宿をさせていただいた記憶が残っています。長年、市民のとりわけ青少年の健全育成に大いに役立ってきた施設です。青少年の育成が将来の地域の活性化につながる重要な役割を果たす中で、この機能（青少年が集う場・寝食を共にして、つながりを深くする場）は、現在の小野市の礎となっています。時代の変遷や財政面からも、廃止はやむを得ないものと考えますが、少子化が進む中において、複数の市と連携した宿泊機能を持つセンターがあれば、市域にかかわらず子どもたちが交流し、学ぶことができる拠点になると考えますが、当局の考えをお伺いします。

一般質問発言通告書

3 安達 哲郎 議員

質問項目

第1項目 働きやすい市役所の職場環境を作るために

第2項目 ハケ池自然公園について

第3項目 議案第2号 令和8年度小野市一般会計予算

歳出、款6商工費、項1商工費、目4消費経済対策費

おの恋らっきゃらっきゃ券事業経費について

要点・要旨

第1項目 働きやすい市役所の職場環境を作るために

横浜市長によるパワハラ疑惑や前福井県知事によるセクハラなど、全国各地で首長等による深刻な人権侵害とも言えるハラスメント問題が頻発しています。民間シンクタンクのパーソル総合研究所の調査と推計によると、2021年、国内で年間約87万人の方がハラスメントにより離職し、うち約57万人が、ハラスメントが原因であることを会社に伝えていないとのこと。また、全就業者の34.6%が、過去にハラスメントを受けた経験があると答えており、明るみに出ていないハラスメントも多数存在していると考えられます。意欲や目標をもって仕事に就いた方々が、心身の健康を害され、離職を余儀なくされることは理不尽です。

4月から新たに新入社員を迎えるこの時期に、ハラスメントの深刻さや対策の重要性について改めて考え直さないといけないと感じています。市役所においても少数精鋭で毎日頑張っておられる職員等のよりよい職場環境を作っていくために、次の3点についてお伺いします。

(1点目) 小野市におけるハラスメント対策について**答弁者 総務部長**

この数年間に、様々な仕組みが整備されました。2020年6月に改正労働施策総合推進法、いわゆるパワハラ防止法が施行され、パワハラが初めて法的に定義されました。また、2022年にはすべての事業所でパワハラ対策等を就業規則等に盛り込むことが義務化され、パワハラは懲戒処分の対象にもなっています。同じく2020年に改正男女雇用機会均等法が施行され、セクシャルハラスメントに対する措置も強化されました。

さらに昨年、労働施策総合推進法が改正され、カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシャルハラスメントの防止のために必要な措置を講じることが義務化されます。公務の職場はハラスメント対策の模範となるべきであると考えています。

現在、小野市ではハラスメントに関する条例はなく、それに近い形で該当するのは「小野市いじめ等防止条例」であるかと思われます。また、「小野市職員のハラスメントの防止等に関する要綱」が定められており、そこにはパワハラやセクハラ防止について記載されていますが、小野市におけるハラスメント対策は、どのように行われているのか制度面の観点からお伺いします。

(2点目) 倫理観、ハラスメント防止意識の向上について**答弁者 総務部長**

ハラスメントの認識は、近年、すさまじいスピードで変化しており、昔は声を上げづらかった行為や言動がハラスメントと認知され、以前は問題とならなかったことが大きな問題に発展することもあります。パワハラやセクハラ、マタハラについては、3大ハラスメントとして一般社会に認知されてきてはいますが、ソジハラ、モラハラ、カスハラ、ロジハラなどは、まだまだ一般的には認知されてはいない現状です。ハラスメントに過剰に反応してしまうことは、問題であるかとは思いますが、小野市において、時代に合った倫理観の醸成や、ハラスメントの意識向上について積極的に取り組む必要があると感じます。現在、首長を含め、職員の倫理意識、ハラスメント防止意識の醸成についてどのような取組を行っているのかお伺いします。

(3点目) 相談窓口体制について**答弁者 総務部長**

先ほど述べたように、ハラスメントがあったとしても、その事象をなかなか相談できない方が多いのが現状です。小野市としては、職員の細かな変化に気づき、サポートできる体制が必要不可欠だと思います。例えば職員が勇気を出して相談しようとする際、小野市はどのような体制で、どう受け入れ、また、どのように対処していくのかお伺いします。

第2項目 ハケ池自然公園について**答弁者 地域振興部長**

小野市内有数の大きさを誇る河合中町ハケ池に面した、水と緑豊かな公園であるハケ池自然公園にある多目的施設の「龍翔ドーム」は、フットサルやゲートボールなどを楽しむ人たちが賑わっています。施設全体がドーム形状で、床面に人工芝が敷いてあり、また、屋根はアリーナ中央にテント膜を用いることで、昼は明るさを確保、夜間は照明により昼間のような明るさを維持している施設です。開園から19年が経過し、経年劣化が進むこの施設の長寿命化改修工事がされる予定であり、地域防災拠点であることから、マンホールトイレなどの新たな防災施設の整備も行います。この改修により、安全安心で快適な施設環境を利用者に提供し続けることができるということで大変嬉しく思っております。この「龍翔ドーム」は屋根付きであり、雨の日でもスポーツを楽しめる構造になっているのですが、一方で、側面は開いていますので、風が強い日などは中のコートにまで雨風が入ってきて、実質使用不可能な状態になる日もあると聞いております。防災拠点にもなるという観点から考えますと、側面に開閉型の暴風雨に対応できるようなカーテン等を設置し、本当の意味での全天候型の施設にしてはいかがかと考えます。また、冷暖房も同時に完備し、防災拠点としての性能を向上させてはと考えますが、当局の考えをお伺いします。

第3項目 議案第2号 令和8年度小野市一般会計予算

歳出、款6商工費、項1商工費、目4消費経済対策費

おの恋らっきゃらっきゃ券事業経費について

答弁者 副市長

物価高が市民の生活を圧迫している状況が続く中、物価高対応子育て応援手当として18歳以下の子どもに2万円を支給し、さらに、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、「おの恋らっきゃプレミアム商品券」の第7弾の受付を先月より開始しております。この商品券は1人2冊まで購入でき、プレミアム率は50%（2冊で最大1万円）となっています。市内循環型の商品券にすることで、更なる消費喚起にもなり、波及効果は相当のものになるということで大いに期待するとともに、市民の方々も喜んでおられると思います。さて、今回提出されました議案第2号のうち、18歳以下の子どもに1人1万円分、65歳以上の方に1人5,000円分の商品券を配る「おの恋らっきゃらっきゃ券」事業についてお伺いします。この事業についても、第7弾「おの恋らっきゃプレミアム商品券」と同様に、国からの臨時交付金を活用するとのことですが、第7弾の購入型とは違い、配布型であると理解しております。改めて、この事業の意義と効果について、当局の考えをお伺いします。

一般質問発言通告書

4 前田 昌宏 議員

質問項目

第1項目 公営住宅入居者の外国籍等の把握について

第2項目 外国人への日本語学習支援について

第3項目 議案第2号 令和8年度小野市一般会計予算

歳出、款7土木費、項3都市計画費、目3全市公園化事業費

小野希望の丘周辺整備事業について

要点・要旨

第1項目 公営住宅入居者の外国籍等の把握について

このほど国は、全国の自治体に対し、公営住宅に新たに外国人が入居する際に国籍や在留資格などを把握するよう通知しました。本施策は、本年1月に取りまとめた「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」の一環であり、すべての自治体での実施を求めています。目的として、生活ルールの共有やマナー違反を抑制し、災害時の避難誘導にも役立てようとしています。

市民の間で外国人との秩序ある共生について意識が高まっています。今回の対策を単なる「把握」や「管理」にとどめるのではなく、多文化共生の仕組みづくりへとつなげる視点が重要と考えます。

そこで、公営住宅入居者の外国籍等の把握について次の3点をお伺いします。

(1点目) 現状の課題と実態把握について

答弁者 地域振興部長

外国人の公営住宅入居に係る課題として、外国人の子どもが急増する学校において負

担が増大している地域があることや、災害や緊急時の迅速な対応が難しいことなどが指摘されています。また、自治体によって外国人入居者の把握実態にばらつきがあるとされています。当市における外国人の公営住宅入居に係る課題の状況と、現時点での入居者の把握実態についてお伺いします。

(2点目) 実施に向けた検討内容について

答弁者 地域振興部長

国の通知を受けて、今後、国籍や在留資格等の把握を進めていくことになると思いますが、実施に向けた検討内容について当局の考えをお伺いします。

(3点目) 共生の仕組みづくりについて

答弁者 地域振興部長

国では今回の対応を通じて、母国語による入居ルールの周知や、災害時の避難誘導など、きめ細かい支援にもつなげたいとしています。

そこで、今回の対策を通して、多文化共生の仕組みづくりにどのように活かしていくのか、当局の考えをお伺いします。

第2項目 外国人への日本語学習支援について

人口減少に伴う労働力不足が深刻化する中、あらゆる産業で外国人材の受入れが不可欠となっています。本市においても広報おの10月号で特集されたとおり、現在、32か国・約1,700人の外国人が暮らしています。技能実習生等が市内各地の企業で働いているほか、家族で居住し、市内の小中学校に通う子どもたちも増えています。

国が本年1月に取りまとめた「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」では、外国人への日本語教育の充実が明記され、日本語学習機会の拡充や子どもへの支援強化が打ち出されました。今後、自治体へも具体的な対応が求められると想定されます。

そこで、外国人の日本語学習支援について、次の2点をお伺いします。

(1点目) 日本語教室の拠点の拡充について**答弁者 総務部長**

市の国際交流協会がボランティアの協力を得て運営する日本語教室は、毎週土曜日にコミセンおおべで開催されています。しかし、受講者の多くが自転車で通っており、遠方からの通学には負担が大きいことが課題となっています。外国人居住者が増えている市場地区などに拠点を拡充することで、通学の負担が減少し、より多くの外国人の参加につながるものと考えます。そこで、日本語教室の拠点の拡充について当局の考えをお伺いします。

また、今後は、「技術・人文知識・国際業務」や「特定技能2号」など、家族帯同が可能な在留資格の拡大により、外国籍の児童生徒の増加が見込まれます。そこで、大人だけではなく、子どもを対象とした子ども日本語教室の開催なども必要となると考えますが、当局の考えをお伺いします。

(2点目) 外国籍の子どもの学習支援について**答弁者 教育指導部長**

県の「多文化共生サポーター」制度により、日本語指導が必要な児童生徒への支援が行われています。しかし、専門的な語学力を必要とすることからサポーターの担い手不足が課題となっています。

また、日本語の習得が十分でない外国籍の子どもにとって、授業中の支援だけでは学習や生活への適用が難しいことがあります。このため、放課後に日本語学習支援や宿題支援等を行う取組が必要と考えます。

そこで、本市における「多文化共生サポーター」の派遣の実態と、今後の人材確保及び取組についてお伺いします。

第3項目 議案第2号 令和8年度小野市一般会計予算

歳出、款7土木費、項3都市計画費、目3全市公園化事業費

小野希望の丘周辺整備事業について

答弁者 教育管理部長

当初予算議案に小野希望の丘周辺整備事業費が計上されております。浄谷黒川丘陵地の希望の丘陸上競技場アレオ周辺において、防災機能とレクリエーション機能を兼ね備えた公園整備を行うとされ、その事業内容は、野球場改修、多目的広場整備、園内道路・駐車場整備、トイレ棟整備に係る基本・実施設計委託料となっております。災害時には防災拠点、平時には健康づくり・憩いの場として、多目的に活用する重要な事業であると認識しています。

中でも、野球場の改修が予定されているとのことですが、本施設整備実施計画における野球場改修において、どのような内容となるのか当局の考えをお伺いします。

一般質問発言通告書

5 掘井 ひさ代 議員

質問項目

第1項目 地域防災における共助の強化について

第2項目 保護司法改正を受けた市の対応について

要点・要旨

第1項目 地域防災における共助の強化について

少子高齢化の進展に伴い、将来的な「共助」の担い手不足は深刻な懸念材料です。核家族化により高齢者世帯が増加する中、避難所運営や要配慮者支援において地域住民が果たすべき役割は増大していますが、その中心を担う現役世代は減少の一途をたどっています。また、地域活動の中核となる自治会も高齢化、担い手不足、加入率の低下など様々な案件が発生しています。

小野市では、自主防災組織リーダー研修や小学校区単位の地域教育防災訓練が継続されており、市民の防災意識向上に大きな成果を上げていると認識しています。また、市内各地域に設置されている小中学校は、市民にとって最も身近な指定避難所であり、物理的・心理的拠点であると考えます。

今後、南海トラフ大震災等への備えを強化していくためには、地域住民や行政が一体となり、学校施設等を活用した避難所運営等の実践的な訓練など、「共助」の意識を高める取組が必要となってくるのではないかと考えます。そこで次の3点についてお伺いします。

(1点目) 高齢化社会における地域共助の現状認識について 答弁者 市民安全部長

阪神・淡路大震災では救助された人の約8割が家族や近隣住民によるものであり、共助の重要性は明白です。しかし、1995年当時に約14%であった全国の高齢化率は、現在(2025年度推計)では約29%と倍増しています。また、平日の昼間に災害が発生した場合、自宅から離れた場所へ通勤・通学している人も多く、すぐに駆けつけられないことを考えると、地域の防災力低下は避けられません。本市における「共助の維持」に向けた現在の認識と課題をお伺いします。

(2点目) 学校での共助の取組について 答弁者 教育指導部長

現在、市内小学校では地域や防災機関と連携した「地域教育防災訓練」が継続されており、児童は体験を通じて自助・共助の大切さを学んでいます。中学校では小学校での学びをさらに発展させるべき段階です。そこで、現在、中学校ではどのような防災への取組が行われているのか、また、その狙いについてお伺いします。

(3点目) 地域と学校が連携した避難所運営訓練について 答弁者 市民安全部長

南海トラフ大震災等への備えを強化するためには、「学校＝地域の防災拠点」という特性を活かして実際に避難所となる学校施設を活用し、地域住民や行政が一体となった実践的な避難所運営訓練を行なうことで、共助の構築につながると考えます。学校で防災訓練等に取り組んでいる子どもたちにも地域の一員として参加してもらえば、日頃の訓練が実践につながるなど貴重な経験になると考えます。

また、各学校の分散保管倉庫には投光器、発電機、発電機付きバルーン投光機等の停電時に必要となる資機材が配備されています。発災時にこれら資機材を有効に活用するための実践の場にもなると考えますが、当局の考えをお伺いします。

第2項目 保護司法改正を受けた市の対応について

昨年12月保護司の担い手確保、活動環境の改善、及び安全確保を目的とした「更生

保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律」が成立・公布されました。今回の改正の特筆すべき点は、地方公共団体による保護司会等への協力が「できる規定」から地域に応じた「努力義務規定」に改正され、協力関係の法的根拠がより強力なものになりました。保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える無報酬の民間ボランティアでありながら、再犯防止という極めて公共性の高い役割を担っています。しかし、担い手の高齢化や、大津市で発生した痛ましい事件を受けた安全確保の徹底など、現場は多くの課題に直面しています。本市においても、小野・加東保護区保護司会（小野市定員15名）の方々が日々尽力されています。

そこで、今後の本市の支援について、次の2点をお伺いします。

（1点目）人材確保に向けた活動周知について

答弁者 市民福祉部長

改正法では任期の延長や委嘱条件の緩和が行われましたが、本市においても次代の担い手確保を個人の人脈に依存している現状があります。保護司会では啓発活動や会報誌の発行などされていますが、市民の認知度は十分とは言えません。活動内容が正しく理解されることは、再犯防止のみならず、将来の候補者確保にも直結すると考えます。「努力義務規定」とされるのを機に、市の広報紙やSNS等の媒体を活用することについての考えをお伺いします。

（2点目）面談場所の確保について

答弁者 市民福祉部長

2024年の大津市での事件を受け、保護司の自宅以外での面談場所確保は喫緊の課題です。現在、小野・加東更生保護サポートセンターは加東市内にあり、開館時間や距離の面から、特に夜間や緊急時の面談には活用しづらい実情があります。保護司が自宅に面談者を招き入れる心理的・身体的負担を軽減し、家族の安全を守るためにも、面談場所の拠点を市内に設けることについての考えをお伺いします。

一般質問発言通告書

6 前田 光教 議員

質問項目

第1項目 小野市の未来を築く道路戦略について

第2項目 持続可能な小野市の実現に向けた施策について

要点・要旨

第1項目 小野市の未来を築く道路戦略について

小野市における道路網は、市民の日常生活を支える基盤であると同時に、産業振興や防災・減災、さらには定住促進、加えて「命の道」としての役割を担い、また、経済の要となるなど大きな役割を果たすべき存在です。本市では、国道175号をはじめとする幹線道路と、各地域を結ぶ市道・生活道路が重要な役割を担っていますが、一方で渋滞や安全対策、老朽化への対応など、地域ごとに異なる課題も見受けられます。

また、コンパクトな形状である小野市において、南北に繋がる路線は一定の充実感がありますが、東西に抜ける路線に課題があるようにも感じています。

今後、人口減少・高齢化が進む中においては、単なる道路整備にとどまらず、将来を見据えた「使いやすく、安全で、持続可能な道路網」の戦略的な構築が重要であると考えます。

そこで、現状を踏まえた課題認識と、未来を築く道路戦略について、次の3点をお伺いします。

(1点目) 東播磨道・新都市南北線供用開始による交通状況について 答弁者 技監

令和7年11月30日には東播磨道が全線開通し、同年12月15日、新都市南北線(市道130号線)も全線開通しました。供用開始後3か月が経過し、東播磨道、新都市南北線の交通量、周辺の主要道路の交通量の変化についてお伺いします。

(2点目) 山陽自動車道三木S I C供用開始時における交通状況について

答弁者 技監

来年の春には三木S I Cの供用が開始される予定であるとの計画を伺っています。交通動態を段階的に予測し、実態を調査し、必要があれば、その対応を求められることとなると思います。三木S I C供用後の交通動態をどのように予測しておられるのかお伺いします。

(3点目) 将来に向けた道路戦略について

答弁者 技監

重点的に取り組んできた幹線道路が次々と完成しました。道路は単なる道ではなく、そのまちの未来を築く投資資産であり、「まちの未来」がかかっています。例えば、現在、図書館東地区の開発に向けて計画が進められていますが、現在に増して、東環状線(1級路線101号)の通行量も多くなると予測されます。

東西を結ぶ路線として県道23号(きらら通り)や天神葉多線がありますが、市街地の中を見ますと、まだまだ新たな道路整備も必要かと感じるところです。

そこで、現状の課題を認識し、新たなまちの形成、利便性、将来の付加価値を考え、全市的に将来を見据えてどのような道路戦略を考えているかお伺いします。

第2項目 持続可能な小野市の実現に向けた施策について

小野市では、ひょうご小野産業団地も稼働し、市税収入が過去最高を記録する一方で、11年連続「200億円超の積極予算」を掲げており、新庁舎建設以降も250億円規模の予算が続いています。エクラや学校などの公共施設長寿命化や新ごみ処理施設の整

備など、将来の大型支出も控える中、攻めの姿勢を崩していません。物価高や高齢化、出生数の低下等の様々な課題がある中で、持続可能な小野市の実現に向けた「次代に向けた飽くなき挑戦」について、次の3点をお伺いします。

(1点目) 若者の「定住・婚姻」への予算投入について **答弁者 総合政策部長**

政府は「異次元の少子化対策」として、2024年から3年間を集中期間とし「加速化プラン」を推奨されてきました。小野市は、2060年に合計特殊出生率2.07という高い目標を掲げています。しかし、婚姻件数の減少や晩婚化により、出生数自体は減少傾向にあります。

全国に先駆けた18歳までの医療費無料化など、子どもが生まれた後の子育て支援は充実していますが、その手前の「出会い・結婚・住居」への支援はなく、「出生数を反転させるための施策」を検討することも必要でないかと考えます。

例えば、新婚世帯への家賃補助や住宅取得支援など、若者が小野市で「家庭を持つ」ことを決意させるための施策など当初予算には挙げられていないと思いますが、いわゆる少子化対策についてどのような検討がなされているのかお伺いします。

(2点目) 移住・定住促進と出生率の関係について **答弁者 総合政策部長**

子育て世代を市外から呼び込むことは、出生率の分母（若年女性人口）を増やす最短ルートと考えられます。産業団地等への企業誘致によって増えた雇用が、実際の「市内居住」に繋がっているか、通勤者ではなく「定住者」を増やすための戦略的な施策の検討はなされたのかお伺いします。

(3点目) 公共交通の充足に向けた取組について **答弁者 総合政策部長**

まちの持続可能性を高めるためには、公共交通が非常に重要となってきます。小野市では、デマンド等の地域内の公共交通への取組が継続的に展開されています。当初予算には新たな取組等は見受けられませんが、もっと身近な公共交通や、今後ますますのニーズに対応するための施策に何らかの検討が行われてきたのかお伺いします。

一般質問発言通告書

7 山本 麻貴子 議員

質問項目

第1項目 地域と学校が共に子どもを育む体制づくりについて

要点・要旨

第1項目 地域と学校が共に子どもを育む体制づくりについて

子どもの数の減少と教職員の働き方改革を背景に、学校教育は大きな転換期を迎えています。国は、学校を地域の中に位置づけ、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みとして、コミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会制度を推進してきました。学校運営の基本方針を地域と共有し、学校だけに責任を負わせるのではなく、地域全体で子どもを育てていくための制度的枠組みで、本市においても、令和7年度から、全小中学校で導入されました。大きな制度の変更ですが、行政として求められるのは、導入後に何が変わったのかを客観的に検証することだと考えます。

子どもたちの学校生活がどのように変化し、地域との関係は実質的に深まっているのか、制度が形だけにとどまっていないか、次の2点についてお伺いします。

(1点目) コミュニティ・スクール導入の効果について

答弁者 教育指導部長

令和7年度から全校で導入されたコミュニティ・スクールは、学校運営のあり方そのものを変える可能性を持つ制度であり、学校と地域の関係はより密接になることが想定されます。コミュニティ・スクール導入によって学校運営や教育活動にどのような効果があったのか、当局の見解をお伺いします。

(2点目) 部活動拠点校方式について

答弁者 教育管理部長

中学校部活動では、学校単位での活動維持が難しくなり、令和9年度から拠点校方式として地域展開される予定です。拠点校方式が、子どもたちにとって移動の負担や環境変化によって参加しづらくなることなども考えられますが、本市として、どのように子どもの多様な活動を支えていくのか当局の考えをお伺いします。また、部活動の拠点校方式を進めていくうえで、地域人材との連携について当局の考えをお伺いします。

一般質問発言通告書

8 山本 悟朗 議員

質問項目

第1項目 地域計画（10年後の農地）について

第2項目 報酬審議会の定期開催について

要点・要旨

第1項目 地域計画（10年後の農地）について

農業経営基盤強化促進法において義務付けられた「地域計画」が令和7年3月までに各地域で作成されました。市役所のホームページでも各地域の計画が掲載されております。地域ごとに状況は様々ではありますが、多くの地域で計画区域の農地の8割以上が農業を行う土地とされており、9割以上のところも少なくありません。農地の荒廃を憂う私としては嬉しい結果ではありますが、自身が感じている現況と比較すると絵にかいた餅とならないかとの不安も拭えません。そこで、次の2点についてお伺いします。

（1点目）地域計画に基づいた取組について

答弁者 地域振興部参事

地域計画は令和7年4月以降、計画の実行と随時更新の時期に入っています。昨年4月以降、各団体が計画に基づいて実施された取組についてお伺いします。

（2点目）地域計画に伴う変更について

答弁者 地域振興部参事

地域計画の作成時期に重なって、米の販売価格が大幅に上昇しました。価格の高騰により各団体の新たな取組があれば、お伺いします。

第2項目 報酬審議会の定期開催について**答弁者 総務部長**

本年1月に平成18年以降20年ぶりに召集がなされたと同っています。答申の内容について意見は申し上げませんが、本日は報酬審議会の開催頻度と開催手順についてお伺いします。

小野市特別職報酬等審議会条例第2条において、「市長は、議員報酬額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。」とあります。つまりは、市長が議員報酬や特別職の給料の額を改定する余地があると考えた時に報酬審議会が招集されます。言い換えれば、市長が変更しないと思えば、報酬審議会は開催されません。

小野市では、特別職及び議員の期末手当の対象月数については一般の職員と同様に人事院勧告に従う形で変更がなされてきました。この部分では社会情勢に合わせて変化があったわけですが、ベースとなる報酬額・給与額については随分長い間変動がありません。一方で、昨年度に議員定数削減の議案を審議するにあたって実施した市民アンケートの結果によれば、議員報酬について厳しいご意見が少なからずございました。

P D C Aという考え方に従えば、物価変動のみならず、社会情勢や行政・議会に対する市民の思いなども合わせた報酬・給与額について、第三者機関、つまり報酬審議会において審議することが好ましいと考えます。

この際、給料の額を改定する場合だけでなく、据え置きという判断をした場合にも審議するため、定期的を開催することが望ましいと考えますが当局の考えをお伺います。

一般質問発言通告書

9 藤原 章 議員

質問項目

第1項目 シルバー人材センターとインボイス制度について

第2項目 「103万円の壁」改定による各種制度への影響について

第3項目 第8弾「おの恋らっきゃらっきゃ券」配布と小野市行政のあり方について

要点・要旨

第1項目 シルバー人材センターとインボイス制度について 答弁者 市民福祉部長

シルバー人材センターは高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会に貢献することを目指して活動しておられますが、今では市民生活を支える重要な役割を果たしておられ、産業分野での労働者派遣事業や農業分野での草刈り作業など、無くてはならない存在になっています。またセンター自身も「シルバーサポート隊」「空家管理サービス」など事業を拡大して頑張っておられます。

しかし、令和5年10月から消費税のインボイス制度が適用され、仕事を受けた会員に消費税納税義務が発生することになり、会員個人では対応が難しいことから、令和6年4月から事務費を10%から12%に変更して、消費税はセンターが負担する形で対応してこられたようです。令和7年6月の予算決算常任委員会では、「インボイス制度導入により会員の配分金に係る消費税をセンターが負担しており、現在は8割控除となっているが、段階的に控除の率が下がる予定のため、今後の運営維持に危惧している」とご答弁がありました。特例措置は段階的に縮小し、いずれはなくなります。そうするとセンターが負担する消費税はかなり大きな金額になってくると思います。今後、小野

市としてどのように対応されるのかお伺いします。

第2項目 「103万円の壁」改定による各種制度への影響について

答弁者 市民福祉部長

「103万円の壁」が改定され、160万円や178万円といわれています。103万円というのは、所得税における給与所得控除と基礎控除を合わせた金額で、基本的に給与所得者の所得税が掛からない最低金額であり、配偶者控除や扶養控除が外れる金額だと思います。今年の所得税の申告では給与所得控除が10万円増加して65万円になり、基礎控除は最も所得の少ない段階の人で47万円増加して95万円になって、合計160万円ということですが、一般的な所得の人の基礎控除は58万円をベースに所得に応じて変わります。大変わかりにくい制度になりました。また現在の改定では、住民税も給与所得控除が10万円増加すると理解しています。

福祉施策では、「住民税均等割非課税」かどうかが判断基準となることが多いのですが、今回の改定で、市が実施する福祉施策にどのような影響があるのかお伺いします。

第3項目 第8弾「おの恋らっきゃらっきゃ券」配布と小野市行政のあり方について

答弁者 副市長

今期予算案で第8弾「おの恋らっきゃらっきゃ券」が提案され、65歳以上の高齢者に1人5,000円、18歳以下の子どもに1人1万円を無償で配布することが提案されています。私はこの案を高く評価し、嬉しく思っています。私は地方行政の大切な役割は、地方自治法にあるように、「住民の福祉の増進を図ることを基本として」全ての市民が安全安心に暮らせるようにすることだろうと思っています。そのためには、生活困窮者や障がいをお持ちの方、高齢者、子育て世帯、ひとり親世帯など福祉的施策が必要とされる人たち、あるいは以前、酪農家を襲った飼料価格の高騰などのように特別な理由で困難に遭っている人たちなどには一定の手厚い支援を行うことが必要だと思います。

コロナ以降の数年間、幾たびも市民に対する国・県・市の救済策が実施されてきましたが、市の施策は「平等・公平・一律」を原則として実施されてきたように思います。今回、子どもや高齢者というように対象を限定して「おの恋らっきゃらっきゃ券」の無償配布を決断された思いをお伺いします。

一般質問発言通告書

10 高坂 純子 議員

質問項目

第1項目 家庭系ごみの有料化について

第2項目 投票率の向上について

要点・要旨

第1項目 家庭系ごみの有料化について

小野市では、新たにごみ処理施設整備に用いる国の交付金を最大限に活用するとともに、さらなるごみの減量・資源循環の促進を目的として、家庭系ごみの有料化制度の導入を予定しています。つまり、家庭のごみを出す場合には、市が指定する有料のごみ袋を使うこととなります。既に昨年12月には市内在住の方を対象に、有料化方針（案）への意見交換会が市内7か所で行われ、本年2月には「家庭系ごみ処理有料化実施計画（案）」についてのパブリックコメントが実施されました。

議員に対しても質問を寄せられる方が多く、市民の関心の高さが伺えます。今後、条例改正、住民説明会と進んでいくにあたり、家庭ごみの有料化について、次の4点をお伺いします。

（1点目）紙おむつごみについて

答弁者 市民安全部次長

昨年12月に行われました意見交換会に参加しましたが、各地区によって温度差や考え方が違うことを改めて感じました。その中で紙おむつの話があり、乳幼児がいる方や高齢者の在宅介護をされている方からは、ごみ袋が有料化になれば負担がかかるという

ご意見もあったかと思えます。紙おむつの消費量を調べると、新生児期では1日10枚から15枚、大人では1日4回から6回の交換回数があり、値段も高額となるため、パットを使用するなどしておむつの枚数を少なくされているご家庭もあります。また、大人は排泄量も多く、匂いもするため紙おむつを新聞紙でくるんでからごみ袋に入れるご家庭もあり、ごみの量は増え袋も多く使います。例えば、出生届が提出された際にごみ袋をプレゼントしたり、在宅介護の方には紙おむつの使用金額に応じてごみ袋を配布するといった支援はできないかお伺いします。

(2点目) 市内の外国人へのごみ有料化の周知について **答弁者 市民安全部次長**

意見交換会で必ず出た意見が外国人の方への周知でした。文化や習慣が異なる外国人の方へは、雇用企業を通じた周知も考えておられるとのことでしたが、国際交流協会などと連携しながら進めていくことによって、現在も自治会で問題になっている外国人の方のゴミ出しマナーの改善にもつながると考えます。当局の考えをお伺いします。

(3点目) 「家庭系ごみ処理有料化実施計画(案)」について **答弁者 市民安全部次長**

本年2月には「家庭系ごみ処理有料化実施計画(案)」についてのパブリックコメントを市民から募集されていましたが、いただいた意見にはどのようなものがあったのか、また、その意見をどのように反映されるのかお伺いいたします。

(4点目) ごみ減量化の促進について **答弁者 市民安全部次長**

小野市ごみ処理基本計画の中に今後取り組むべき施策としてごみ減量化の促進があります。有料ゴミ袋の使用に伴いごみを減量する工夫も必要です。使い切り・食べきり・水きりの「3きり」を推進とありますが、具体的にどのような推進を考えておられるのかお伺いします。

第2項目 投票率の向上について

本年2月8日に投開票された衆議院選挙小選挙区の兵庫県内の投票率は55.85%でした。2024年に行われた前回の衆議院選を2.18ポイント上回り、全12選挙区で50%を超えましたが、戦後5番目の低水準でした。小野市の投票率は55.88%となり2024年に行われた前回の衆議院選を2.92ポイント上回りました。

衆議院解散から投開票までの期間が戦後最短となり、投票所入場券の発送が遅れたことに加え、投票日には各地で大雪となったことも投票所に向かう足を鈍らせたとみられます。一方で、SNSの影響も含め、多くの若い世代が投票へ行く現象が起きました。原因はともあれ若い世代が政治に関心を持つということはとても大事なことだと思います。そこで、一人でも多くの方が投票所へ足を運べるよう、次の3点について質問させていただきます。

(1点目) 期日前投票の増加について

答弁者 選挙管理委員会委員長

期日前投票日初日には、投票所入場券が届いていなくても多くの方が投票に来られ、投票日の大雪に備えて、前日には会場の庁舎の中が長蛇の列だったと伺いました。このたびの小選挙区期日前投票者数は1万1,681人、当日投票者数9,388人と期日前投票者数が上回っています。これは県内全市町も同じです。今後も期日前投票者数が増加すると考えたとき、市役所1カ所で良いのか、例えば、以前も質問させていただいた移動バスの使用や、来年オープン予定の商業施設に期日前投票所を設けるようにする考えはないかお伺いします。

(2点目) 選挙への周知について

答弁者 選挙管理委員会委員長

今回の選挙で親と投票所に行ったという6年生の児童に話を聞きました。「学校の授業で一緒に行けることを学習した。緊張したけど授業で習ったことがよく分かった。クラスの何人かは親と行っていた。」とのことでした。今回は全国的にも若い方の投票率が大きく伸びました。小野市においても10代は42.87%、20代は33.78%、30代は48.29%です。政治家個人を応援する若い人たちが多かったからともいわ

れていますが、若い方が政治に関心を持ち、自ら投票に行くことは大事なことだと思います。小学校で学ぶ主権者教育が次へ繋がっていくために、選挙管理委員会からの周知も大切だと考えます。どのような周知をしているのかお伺いいたします。

（3点目）投票済証明書と子ども記念証について **答弁者 選挙管理委員会委員長**

投票済証明書とは、選挙で投票したことを証明するため、県や各市町村の選挙管理委員会が交付する書類です。勤務中に投票へ行ったことの証明に使われたり、また、投票率アップのために、投票済証明書を見せると特典がある店舗もあります。少しずつ周知されてきています。小野市でも期日前投票所でお持ち帰りいただけるよう工夫されました。県もデザインに工夫を凝らしているようですが、小野市でもデザインを募集し、親と一緒に投票所へ来た18歳未満の子どもにも記念証を渡して、早い段階から選挙への関心を持ってもらうのはどうでしょうか。「18歳になったら投票に行かれることを願っています。」というような文言を添えたものを日付を打って渡すことで、親と一緒に記念になるものが貰え、選挙についても話ができ、家庭内での主権者教育にもなるのではないのでしょうか。当局の考えをお伺いいたします。